

釜石地方振興局長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成21年9月8日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370800112	ツカサ介護サービス遠野センター	釜石市中妻町一丁目18番17号	有限会社ツカサ介護サービス	平成21年3月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370800112	ツカサ介護サービス遠野センター	釜石市中妻町一丁目18番17号	有限会社ツカサ介護サービス	平成21年3月31日